

平成 23 年 3 月 1 日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

**従業員持株会支援信託（ESOP）の取扱開始について**

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 上條 正仁）は、本日より、グループの信託機能を活かした「従業員持株会支援信託（ESOP）」の取扱いを開始いたします。本信託は、信託業務を兼営するりそな銀行との間で締結している信託代理店契約に基づき、りそな銀行を受託者とし、埼玉りそな銀行が信託契約代理店として取扱いをいたします。

従業員持株会支援信託（ESOP）は、米国の信託型従業員持株プラン ESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考にした従業員の福利厚生の充実等に資することを目的とする信託商品です。

従業員持株会が将来購入する株式を信託に確保することにより、従業員持株会は安定的な株式の購入が可能となり、企業は安定株主の確保が可能となります。その際に信託設定する株式として、金庫株や持合い解消に伴う株式を活用することも可能です。また、信託設定後に株価が上昇した場合、信託終了時に受益者である持株会加入者に分配金が支払われるため、従業員のモチベーションアップに寄与することが可能です。

埼玉りそな銀行では、お客さまの経営課題の解決に向けてグループ機能を活用したソリューションを積極的に提供してまいります。

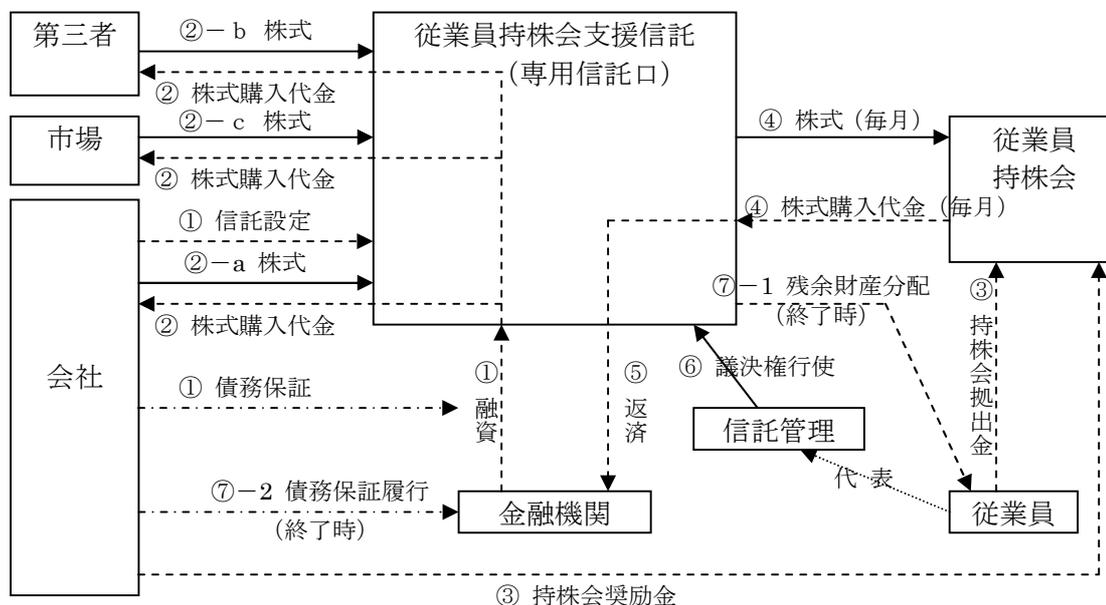
**<商品概要>**

名称	従業員持株会支援信託（ESOP）
対象先	上場企業
信託の目的	委託者の従業員持株会が将来買い付ける委託者の普通株式をESOPに確保し、当該株式を従業員持株会の毎月の株式買い付けに対して売却すること。なお、信託終了時点において、運営費用等を清算のうえ、なお残余財産がある場合には受益者に配分する。
信託期間	3～5年（期間延長は行いません）
信託報酬	別途定める信託報酬をりそな銀行が申し受けます。

以 上

## ＜ご参照＞ 従業員持株会支援信託（ESOP）の仕組み

【スキーム図】



【流れ】

制度開始時	①	会社は従業員持株会支援専用の信託口を設定し、当該信託は金融機関から株式購入資金の融資を受けます（会社は当該融資に債務保証します）
	②	専用信託口は、以下の方法（複数の方法の組み合わせも可）で借入金により会社株式を取得します a. 会社保有の金庫株の譲り受け b. または第三者保有の会社株式を購入 c. 市場から会社株式を購入する
	③	従業員は持株会拠出金を、会社は持株会奨励金を毎月従業員持株会に支払います
運営時	④	従業員持株会は一定期間にわたり専用信託口から毎月株式を購入します
	⑤	専用信託口は、株式売却代金を原資として金融機関に借入金を返済します
	⑥	専用信託口の株式の議決権は信託管理人が行使します
	⑦-1	株価上昇により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合 ⇒当初定める方法に従い、受益者（従業員）に財産を分配します
終了時	⑦-2	株価下落により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合 ⇒会社が金融機関に対して保証債務を履行します